

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

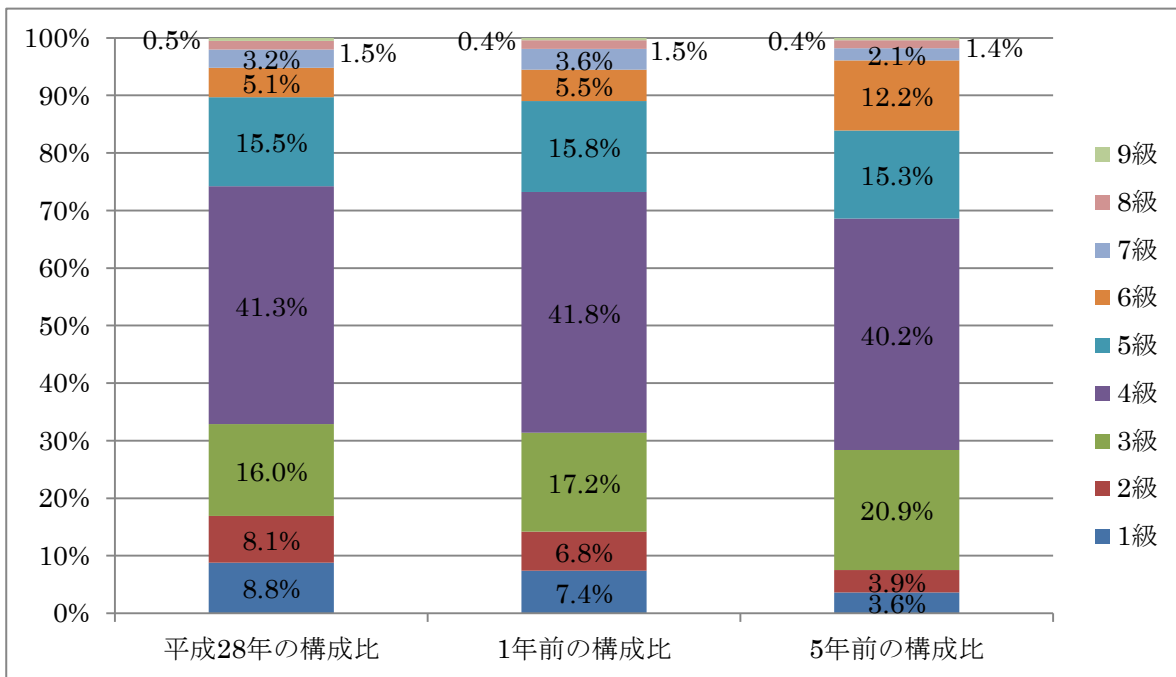
本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(-)の1級から9級までの区分と同じです。

平成28年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	347人	8.8%	140,590円	246,961円
2級	主事・技師	320人	8.1%	190,865円	304,060円
3級	主任・係長	629人	16.0%	227,192円	350,020円
4級	専門員係長	1,626人	41.3%	260,809円	381,129円
5級	主幹・課長補佐	613人	15.5%	287,201円	393,171円
6級	課長	203人	5.1%	318,109円	410,431円
7級	参事課長	125人	3.2%	362,564円	445,252円
8級	局長	59人	1.5%	408,324円	469,035円
9級	部長	18人	0.5%	458,800円	528,142円
計		3,940人	100.0%		

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 再任用職員は含んでいません。



## (2)昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年12月1日現在を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	愛媛県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				